

平成30年8月伊勢原市教育委員会臨時会議事録

1 開催日時

平成30年8月8日（木）午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所

市役所 3階 全員協議会室

3 教育長及び委員

| | |
|---------------|--------|
| 教育長 | 鍛代 英雄 |
| 委 員（教育長職務代理者） | 重田 恵美子 |
| 委 員 | 菅原 順子 |
| 委 員 | 渡辺 正美 |
| 委 員 | 永井 武義 |

4 説明のために出席した職員

| | |
|-------------|---------|
| 学校教育担当部長 | 宮林 英樹 |
| 教育総務課長 | 古清水 千多歌 |
| 学校教育課長 | 守屋 康弘 |
| 教育指導課長 | 石渡 誠一 |
| 社会教育課長 | 小谷 裕二 |
| 図書館・子ども科学館長 | 麻生 ひろ美 |
| 歴史文化担当課長 | 立花 実 |
| 教育センター所長 | 本多 由佳里 |

5 会議書記

| | |
|--------------|-------|
| 教育総務課総務係長 | 大澤 貴之 |
| 教育総務課総務係主任主事 | 渡邊 純子 |

6 傍聴人

0人

7 議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 報告第 3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第29条の規定に基づく意見について

日程第3 報告第 4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第29条の規定に基づく意見について

【非公開】

日程第4 議案第23号 伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員の

辞職の承認について

【非公開】

日程第5、議案第24号 伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員の
委嘱について

○

午後1時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】

定刻となりました。ただ今から教育委員会議臨時会を開催いたします。
本日は所用により、谷亀教育部長は欠席でございます。

日程第1 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第1「教育長報告」をいたします。本日は1件で、
平成30年度全国学力・学習状況調査の取り扱いについてでございます。

平成30年度の調査は4月17日に実施されておりまして、その結果が先日7
月31日に文部科学省から公表されました。なお、今年度は理科についても調査
が行われております。

資料1をごらんください。1ページにはこれまでの経緯及び今後の取扱いにつ
いて記載しております。2ページには参考資料1といたしまして、平成22年7
月の教育委員会議におきます調査結果の公開に関する決定内容を記載してお
ります。3ページから9ページまでは、昨年度平成29年度の公表内容、10ページ、
11ページは平成30年度調査に関する実施要領の概要でございます。

それでは1ページにお戻りいただき、2の今後の取扱いをごらんください。

今年度の取扱いですが、昨年度と同様でございます。(1)の教育委員会の公
表事項は4点で、1点目が国語A・B、算数(数学)A・B、及び理科の市全体
の平均正答率。2点目が児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均
値。3点目が調査結果に係る市全体の分析・見解。4点目が市内各小中学校の結
果の分析及び活用についてでございます。

市全体の分析・見解につきましては、これまでどおり事務局で分析等を行い、
各学校における結果の分析等につきましては各教科それぞれの調査結果の分析と
考察をし、その分析と考察から、授業の充実に向けた重点的な取り組みと、家庭
で取り組んでほしい内容として学校がまとめます。今後、データを分析の上、例
年どおり11月ごろに市のホームページで公表してまいります。

(2)の学校による説明事項は、調査結果の分析を踏まえた授業改善の取組方
針等について、学校便り等を活用して周知を図ってまいります。

報告は以上でございます。何かご質問やご意見などがありましたらお願ひいた
します。

○委員【永井武義】 全国学力・学習状況調査の取り扱いについては、これに

ついて納得しております。私が記憶していればいいことなのですが、要は、毎回各年度の結果というのを見るのですが、どうしても何年かの流れというのがわからぬので、流れの中でどういうことなのかがわからないと、なかなか議論がしにくい部分もありまして、特に私が一番気にしているのが、伊勢原市の中学生はテレビを見る時間やゲームをする時間が非常に長い、これが傾向としてどんどんふえているのか、あるいは学習の様子と何か因果関係があるのかということを分析できるようなものがあると、今回の議題とはちょっと違うのですが、いいのかなと常々感じているところなので、意見として申し上げたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 それについて何かありますか。

○教育指導課長【石渡誠一】 文部科学省のデータがございますので、見やすい形でお示しできるように検討させていただきたいと思います。

○委員【永井武義】 簡単な棒グラフでも結構ですので、因果関係がわかるといいかなと思います。ありがとうございます。

○教育長【鍛代英雄】 ほかにはよろしいですか。

○委員【菅原順子】 私も同様に、メディアとのかかわりについてというところの、携帯電話・スマートフォン、テレビについての、中学生の値が有意に全国よりも高いということは見てわかるのですが、それに対する分析といいますか、それがなぜかというような、都市部と地方で数値の差があるのかとか、やっぱりその辺の分析をしていただけだと、ちょっとこの値だけを見ても、なぜという疑問があります。これに関して、7ページの、授業の目当て、それから振り返りについて、これは以前から伊勢原市は全国に比べて低い。だんだん向上てきて、差も縮まっては来ているのですが、これは先生方に対する調査もあるのですか。

○教育指導課長【石渡誠一】 学校質問紙は校長が答えています。

○委員【菅原順子】 先生方の考え方と、児童生徒の捉え方に、もしかしたらずれがあるのかなとも思うのですが、そのあたりについて、この先具体的にどういうふうにこの数値を上げていくかというところについてお伺いしたいのと、あと8ページの4番で、「本時」という言葉があるのですが、本時というのはこの時間という意味ですか。ここでは「本時」より「各授業」の方がよいのではないかでしょうか。それともこういうふうに使うのでしょうか。指導案か何かで、何月何日の何時間目のこの時間という。ちょっとと言葉上の問題ですけれども。

○教育指導課長【石渡誠一】 ありがとうございます。それぞれの内容については研究してまいりたいと思います。ただ、なぜ時間が長いかという分析については、そこまで分析できるか、まず取り組ませていただいて、またご報告していきたいと思っております。

それから、それぞれの授業のねらいや振り返りの点については、学校質問紙との差等も確認してまいりますし、それぞれの年次研修でも繰り返し、指導主事が伝えております。校長会を通じても伝えているところですので、徐々に数値は上がってきてますが、引き続き確認をしてまいりたいと思います。

それから、最後にいただいた「本時」という、これは毎時間の授業でしっかりと目当てを書いていくところなのですが、確かに、いわゆる用語の面がある

ので、よりわかりやすい表現について工夫してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○教育長【鍛代英雄】 今の説明でよろしいですか。

ほかには何かございますか。

○委員【渡辺正美】 重なるところもあるうかと思うのですが、7ページの、児童生徒の授業の受けとめ方に関して、先ほど教育指導課長が言わされたのは、調査に対して子どもが書いていることですよね。

○教育指導課長【石渡誠一】 そうです。

○委員【渡辺正美】 そういうことでよろしいですね。校長が答えることとか、それはまた別の問題としてですね。それで、4月早々に学級編成が変わっていますので、前年度までのことがはっきりと、その子どもがぱっと答えたのだと思います。

いわゆる平均的な正答がどうだったかということは、これまでどおり全体的な平均から考えれば、多少でっこみへっこみがあつても、そのこと自体はいいだらうと。ただ、確実に授業改善を進めていくということは、教員が必ずやっていかなければいけないことであらうと。

そういう中で、やはり先ほど菅原委員からもありました、授業を進めていくに当たって、目当てをはっきり子どもに持たせながら授業に集中させていくということは、多分、教育指導課でも一番大事な、授業の一つの基本だということは、これまでも指導されていると思います。ぜひ、全国との比較等を、学校、先生方によく見ていただいて、そういう意味での授業改善をしっかり進めていく必要性を、目当てをしっかり持った授業を繰り返して進めていただきたいと思います。

なぜこんなことを言うかといいますと、我々も実は、これまで各学校を訪問して、年に何度も授業を見せていただいているんです。そういう中で見ると、我々が訪れたとき、この教室で何をやっているかがよくわからないという教室を、たまに見かけることがあります。

ぜひ、そういう点も含めて、その辺の、先生方の意識といいますか、指導意欲の向上を図っていただければと思います。

○教育指導課長【石渡誠一】 引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 ほかには何か。よろしいでしょうか。

それでは進めさせていただきます。

----- ○ -----

日程第2 報告第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
29条の規定に基づく意見について

日程第3 報告第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
29条の規定に基づく意見について

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第2、報告第3号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について」及び日程第3、報告第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について」でございますが、この2件は関連がありますので、一括議題としたいと考えます。ご異議ありませんか。

○委員全員 なし。

○教育長【鍛代英雄】 ご異議がありませんので、一括議題といたします。
それでは担当より説明をお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 報告第3号についてご説明させていただきます。議案書1ページをごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、伊勢原市長から、平成30年市議会9月定例会に提出するに当たり意見を求められたため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育長が臨時に代理処理いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

3ページに意見照会の文書が添付してございます。意見を求められました9月定例会提出予定議案は、伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定についてと、伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例についてでございます。

それでは、順次説明をさせていただきます。

まず、伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について。現在、小中学校の施設の開放は、屋内運動場や屋外運動場、石田小学校と中沢中学校の屋外運動場夜間照明設備、石田小学校の特別教室等について、一般に貸し出しを行っております。

夜間照明設備は有料のため、条例で規定をしております。そのほかの施設については現在は無料で、規則で運用をしております。今回は、新たに使用料を設定するということで、全体をまとめて条例を制定するものです。

1、条例制定の目的。使用料の新規設定を行うとともに、ほかの必要な事項を定めるものです。また、学校開放について、その目的などの基本的な必要事項を定めます。

2、対象施設。こちらは市立小中学校の指定する施設でございます。

3、条例の概要。（1）開放施設及び使用料の新規設定等でございます。表をごらんください。

市立小学校10校の屋内運動場及び屋外運動場について、新たに使用料として、全面1時間100円。石田小学校にあります夜間照明設備につきましては、現行と同じ30分1,000円。

次ページにいきまして、市立中学校4校の屋内運動場は半面1時間100円。屋外運動場は全面1時間100円。中沢中学校にあります夜間照明設備につきましては、現在と同額の30分1,000円。また、石田小学校家庭科室、音楽室、ランチルームの各教室は、いずれも1時間200円。

なお、小学校の屋内運動場と屋外運動場を2団体で使用する場合は、使用料は

半額の50円とするものです。

(2) 使用料以外の主な内容。ア、使用料の減免。公益上の必要、その他特別の理由があると認められるときは、規則に定めることにより、減額または免除することができることを規定いたします。イ、使用料の不還付。既納の使用料は還付しないこととしますが、理由によって全部または一部を還付することができることを規定いたします。ウ、関連条例の廃止。こちらは現在の伊勢原市学校屋外運動場照明設備使用料条例を廃止するとしています。

条例案につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

5、施行期日につきましては、使用料に関することは平成31年7月1日からとなります。

それでは、条例案の説明をさせていただきますので、6ページをお開きください。

第1条は、条例の趣旨を定めるものです。

第2条は、開放の対象となる学校施設を別表のとおり定め、第3条では使用する場合の許可について、第4条は使用の不許可について定めています。

第5条は使用料について別表で定め、第6条は使用料の減免について定めています。

7ページになります。第7条は使用料の不還付について定めています。

第8条は使用の許可の取消し等について、第9条は原状回復義務、第10条は損害賠償等を、第11条では規則への委任について定めております。

附則では、施行期日と準備行為、伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例の廃止について定めております。別表については先ほどご説明させていただいたので割愛させていただきます。

続いて10ページをお開きください。伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について。

1、条例改正の目的。使用料の新規設定を行うとともに、他の必要な事項を定めるものです。また、大田公民館と大田ふれあいセンターの機能統合に向け、必要な事項を定めるものです。

2、条例改正の概要です。(1) 使用料の新規設定。現在も有料となっています中央公民館の陶芸窯の使用料に加え、新たに公民館施設の使用料を定めるものです。基本的には基準により部屋の広さから金額を定めます。100平米未満は1時間100円、100平米以上は1時間200円。それ以外として、中央公民館の展示ホールは1時間700円、レクリエーション室は1時間400円とするものです。なお、中央公民館展示ホールを2日以上継続して全日使用する場合は、2日目以降の使用料は11ページ表の下にありますとおり、4,550円とするものです。この金額は、1時間700円として計算した金額の半額となります。

(2) 使用料以外の改正。大田公民館と大田ふれあいセンターの機能統合に向け、大田ふれあいセンターを新たな大田公民館とするため、位置の変更を行うものです。

3、新旧対照表(案)及び改正理由は、後ほど説明させていただきます。

4、施行期日につきましては、先ほどと同様、使用料の関係は平成31年7月1日から、大田公民館と大田ふれあいセンターの機能統合に関する改正規定は4月1日とします。また、必要な準備行為は施行日前に行うことができることとします。

それではおめくりいただきまして、新旧対照表及び改正理由についてご説明いたします。

第1条から第9条までは、「利用」を「使用」とするなど、語句の整理による改正です。

第7条第1項第4号及び第5号、第10条から第12条は、使用料の新規設定に関する改正と、他の条例と整合性を図るための改正でございます。

おめくりいただきまして、第13条についても、これまで規定はございませんでしたが、他の条例との整合性を図るため追加するものでございます。

別表第1は、大田公民館の位置の変更をするもの。別表第2は、先ほど説明しましたとおりでございます。

以上で、条例案の説明を終わります。

2ページにお戻りいただきまして、この2議案について、異議のない旨、7月31日付で回答しております。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 続きまして、報告第4号についてご説明いたします。17ページをご覧ください。

本件は、市長部局が所管する青少年センターと日向ふれあいセンターの2施設について、公共施設等総合管理計画に基づき、それぞれを廃止するについて、市議会9月定例会にて一括議案とするものでございますが、これに伴い、青少年センター内に位置する教育委員会所管の教育センターについて、市役所内へ位置を変更することについて、19ページの文書で市長から意見を求められましたが、報告第3号と同様、教育委員会議を開催する時間的余裕がないと認め、18ページの文書をもって、教育長が臨時に代理して回答いたしたもので、教育委員会議に報告し、承認を求めるものでございます。

20ページの2、条例の一部改正（設置場所の変更）の（2）をごらんください。伊勢原市教育センター設置条例の一部改正については、説明にありますように、公共施設等総合管理計画において、青少年センター本館が施設を閉鎖し、行政機能を移転することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。なお、21ページにつきましては、新旧対照表となっております。

以上で報告第4号についての説明を終了いたします。よろしくお願ひいたします。

○教育長【鍛代英雄】 説明が終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。

○委員【渡辺正美】 最初の、学校施設等の有料化に絡んだ部分で、この辺の配慮はということを確認させていただきたいのですが、実は学校施設、体育館を1時間当たり100円ということで開放すること自体はそのとおりなのですが、学校は、例えば卒業式の前だとか、卒業式から次の入学式があるとか、生徒の作

品を展示したり、椅子を配置して、それをきっちと並べておいたりとか、そういうさまざま、学校に事情があろうかと思うのです。文書にはちょっと見えないのですが、これから利用団体とさまざまに打ち合わせをしていく中で、その辺の配慮はどこでされると考えてよろしいのでしょうか。

○教育総務課長【古清水千多歌】 条例案の趣旨のところに載っておりますとおり、学校教育に支障のない範囲でということで、まず、学校の行事等を先に確認させていただくような形になるかと思います。

使用の申し込み方法や団体登録などにつきましては、この後、規則で定めていく予定です。

学校行事を優先という形になります。今まで学校開放はされていたかと思いますので、そこに使用料が加わったということで、特に学校側に新たな負担をしていただくことは、今のところ考えておりません。

○委員【渡辺正美】 要は、これまでどおり事前に団体さんと打ち合わせをして、学校事情というものはちゃんと考慮された形で、今回の改正が行われていくという理解でよろしいですか。

○教育総務課長【古清水千多歌】 はい。

○委員【渡辺正美】 それからもう1点、20ページの教育センターの設置条例の一部改正で、教育センターが移転することに関して、教育センターが持っている幾つかの機能があろうかと思うのですが、部屋の数とか、教育センターが事業を行っていくに当たって必要なものが運営しにくくならないような配慮をして、ぜひ設置を進めていただければと思うのですが、幾つか機能があろうかと思ひますので。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 確かに、教育センターでは、いろいろな事業がございます。例えば市役所5階に移転したとき、現段階でございますが、今5階にある会議室を、例えば相談室にしたり、そういう機能を持たせようとしております。その関係でどういうふうな、例えば教科書展示にしても、1つブースをつくってそこに置いていくとか、今、考えているところでございます。

相談室は確実に必要ですので、その整備については進めていく予定であります。

○教育長【鍛代英雄】 ほかに何か。

永井委員、どうぞ。

○委員【永井武義】 今の渡辺委員の質問で、教育総務課長からのお答えにもありました、規則で定めるということですが、6ページの第6条に載っている規則のことですか。

○教育総務課長【古清水千多歌】 この規則ですが、ここは減免についてのものです。

○委員【永井武義】 それでは、第11条の教育委員会規則ですか。

○教育総務課長【古清水千多歌】 そうですね。こちらのほうで必要な事項を定めることにしてございます。

○教育長【鍛代英雄】 ほかには何か。

重田委員。

- 教育長職務代理【重田恵美子】 使用料のところで、これは前もって予約が必要なのですよね。施設を使うことに対しては、当日でも大丈夫なのですか。
- 教育総務課長【古清水千多歌】 学校開放の関係ですか。
- 教育長職務代理【重田恵美子】 公民館もどちらも。
- 教育総務課長【古清水千多歌】 基本的には、先ほどお話ししましたように、まず学校の行事予定などがいろいろ定まっていますので、前月20日までに、登録をされている各団体が申し込みをするという形になります。
- 教育長職務代理【重田恵美子】 公民館もです。
- 社会教育課長【小谷裕二】 公民館につきましては、予約システムを使っておりますので、前日の夜中の12時までは予約ができます。当日、例えば使っている団体が、その後部屋があいているから時間を延長したいといった場合には、その都度、各館で対応し判断しております。
- 教育長職務代理【重田恵美子】 公民館は、後に使う団体がない場合は延長が可能であるということで、小学校の場合は前月の20日までに予約をしていいないと、延長というのはできないのでしょうか。
- 教育総務課長【古清水千多歌】 原則からすると延長はないです。
- 教育長【鍛代英雄】 よろしいですか。
- 菅原委員。
- 委員【菅原順子】 市立学校施設の開放に関する条例の中に、「委員会」という言葉と「市長」という言葉が出てくるのですが、申請を受けるのは委員会で、使用料を徴収するのは市長ということですね。学校も公民館も教育委員会の施設だと思うのですが、徴収した使用料は教育委員会の収入になるというわけにはいかないですか。
- 教育長【鍛代英雄】 いわゆる地方自治法に基づきます使用料ということになります。収入については特定財源でございまして、使い道が限定をされます。基本的には、伊勢原市立の学校施設の開放に関する条例に基づく使用料ということになりますと、学校施設に充当するというのが原則です。これが公民館であれば、公民館条例に基づく使用料の収入額については、その公民館に充当するというのが原則です。
- 委員【菅原順子】 それは安心しました。先ほど渡辺委員の話にもありましたように、私も個人のサークルで使っているのですが、結局窓口は教頭先生で、教頭先生には、余計な仕事になってしまいますよね。また、使用料に関しては教頭先生がかかわることはないのかもしれません、やはり調整にすごく御苦労いただいているので、使用料が市に行ってしまったら申しわけない気がするし、あるいは、これを機に、申し込みや調整というのも社会教育課に移すとか、そういうことができればいいかなと思います。
- 教育長【鍛代英雄】 学校開放に関する事務については。
- 教育総務課長【古清水千多歌】 一応、スポーツ課が所管でやっていますので、細かいお話はわからないですが、学校開放ができた経過として、市民の皆さんに、健康のためも含めて運動をしてもらいたいということだと思うのですが、

基本的には学校施設の支障のない範囲でやってくださいというところで、学校行事を優先というところがあるので、学校が調整をしていたのだろうと聞いています。

○教育長【鍛代英雄】 私から補足させていただきますと、基本的には学校現場の状況についての認識は共有していますので、これまで学校現場でやってもらっていた業務については引き続きやってもらうということになりますが、それ以外に付加するような、業務内容の負担がふえるようなことについては、基本的には行わないということで、使用料の徴収方法などにつきましても、できるだけ人手を介さないでできるようにとか、いろいろ工夫を講ずる予定でございます。

○委員【菅原順子】 5ページの備考で、これは小学校に限ってということですか。備考が該当するのは、小学校のとありますよね。

○教育総務課長【古清水千多歌】 はい、小学校です。

○委員【菅原順子】 例えば3団体以上で使用する場合というのではないですか。複数団体で使用する場合は均等割にするとかいうほうが。

○教育総務課総務係長【大澤貴之】 ある小学校の屋内運動場について、2団体で半面ずつ使っているという現状がありますので、今使っている団体に支障がないようにということです。

中学校については、半面1時間としているのですが、半面で例えばバスケットボールのコートがとれたり、十分な大きさがあるので半面という設定をさせていただいている。

○委員【菅原順子】 わかりました。14ページの公民館のほうで、現行では利用日の3日前までのキャンセルで、改正後では使用日の7日前までのキャンセルが可能ということですが、これは使用される方の使いやすさを考えた場合、あまり前にキャンセル料が発生するというのは、特別な理由はあるのでしょうか。

○社会教育課【小谷裕二】 今回、私ども公民館のキャンセルについて、3日前だったものを7日前までに変更いたしましたのは、使用料に関する条例、公民館だけではなく体育施設も含めて、使用料に関しての部分を統一することになり、今回、3日前、5日前という案もあったのですが、わかりやすい7日で統一するという結果になりました。

○委員【菅原順子】 わかりました。参考までに、青少年センターの子ども家庭相談課はどこになるのですか。

○教育長【鍛代英雄】 それは私のほうから。レストラン棟という建物が、市庁舎の北側にありますけれども……。1階のレストランがあるところですね。そこは今、民間の事業者に有償で貸貸し、レストランを運営しておりますが、その契約期間満了をもって、市で、事務室として改修する予定です。

○委員【菅原順子】 レストランはなくなる。

○教育長【鍛代英雄】 このエリアからはなくなります。そこに子ども部の事務室が入る予定です。

○教育センター所長【本多由佳里】 平成31年度は、現在の青少年センターにある課は一旦市役所の5階に入るということになって、その後、今、教育長が

おつしやった予定になっています。

○教育長【鍛代英雄】 改修工事などのタイミングがありますので、一時そういうことに。最終的には、そのレストラン部分に移動します。

よろしいでしょうか。それでは1件ずつ採決をさせていただきます。

まず、報告第3号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について」、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

○委員長及び全委員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本件は、原案のとおり承認されました。

次に、報告第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について」、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

○委員長及び全委員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本件は、原案のとおり承認されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第23号 伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員
の辞職の承認について

日程第5 議案第24号 伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員
の委嘱について

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第4、議案第23号「伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員の辞職の承認について」及び日程第5、議案第24号「伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員の委嘱について」でございます。この2議案は関連する議案でございますので、一括議題といたします。

審議に入る前にお諮りいたします。この2議案は人事に関する案件でございますので、伊勢原市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき非公開といいたしたいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、議案第23号及び議案第24号の審議は非公開とすることに決定いたしました。

議案第23号 原案のとおり可決決定

議案第24号 原案のとおり可決決定

----- ○ -----

その他事項

- 教育長【鍛代英雄】 以上で、予定された議案は全て終了いたしました。
その他でございますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。事務局から何かありますか。
特がないということですので、最後に次回の定例会の日程についてお願ひします。
- 教育総務課長【古清水千多歌】 教育委員会8月定例会につきましては、8月28日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階、議会第3委員会室となつております。なお、この日につきましては、午後も教育講演会ということで、よろしくお願ひいたします。
- 以上です。
- 教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後2時20分

----- ○ -----
<配付資料>

- 議案
□資料1：平成30年度全国学力・学習状況調査結果の取り扱い

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、伊勢原市長から、平成30年市議会9月定例会に提出するに当たり意見を求められたため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、報告し、承認を求める。

記

- 1 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について
- 2 伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について

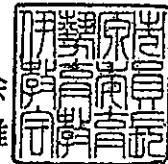
平成30年8月8日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

伊教総第300号
平成30年7月31日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 篤代 英雄



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

平成30年7月27日付け伊教委第6号で照会のありました次の議案につい
ては、異議ありません。

記

- 1 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について
- 2 伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について

（事務担当は、教育部教育総務課総務係 内線5116）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、伊勢原市長から、平成30年市議会9月定例会に提出するに当たり意見を求められたため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、報告し、承認を求める。

記

- 1 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について
- 2 伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について

平成30年8月8日提出

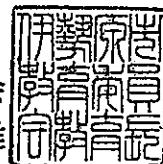
伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

伊教総第300号

平成30年7月31日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

平成30年7月27日付け伊教委第6号で照会のありました次の議案については、異議ありません。

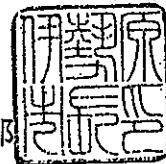
記

- 1 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について
- 2 伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について

（事務担当は、教育部教育総務課総務係 内線5116）

伊教委第6号
平成30年7月27日

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄 殿



伊勢原市長 高山 松太郎

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2・9条の規定に基づく
意見について（照会）

平成30年市議会9月定例会に提出を予定している次の議案について、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律第2・9条の規定に基づき、意見を求めま
す。

- 1 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について
- 2 伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について

（事務担当は、教育部教育総務課総務係 内線5116）

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について

1 条例制定の目的

平成29年3月に策定した「公共施設の受益者負担に関する基本方針」に基づく公共施設使用料の見直しに伴い、使用料の新規設定を行うとともに、他に必要な事項の規定等と併せて、条例を制定する。

また、学校施設の開放については、学校教育に支障のない範囲で社会教育その他公共のために開放することに関し、必要な事項を定める。

2 対象施設

市立小学校及び中学校の指定する施設（以下、「開放施設」という。）

3 条例の概要

（1）開放施設及び使用料の新規設定等

| 開放施設 | 施設区分 | 貸出区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|---------------------|------|-----|--------|
| 伊勢原小学校 | 屋内運動場 | 全面 | 1時間 | 100円 |
| 大山小学校 | | | | |
| 高部屋小学校 | | | | |
| 比々多小学校 | 屋外運動場 | 全面 | 1時間 | 10'0円 |
| 成瀬小学校 | | | | |
| 大田小学校 | | | | |
| 桜台小学校 | | | | |
| 緑台小学校 | 夜間照明設備 (石田小学校のみ) | 一 | 30分 | 1,000円 |
| 竹園小学校 | | | | |
| 石田小学校 | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------------|---------------------|------|------|--------|
| 山王中学校 成瀬中学校 伊勢原中学校 中沢中学校 | 屋内運動場 | 半面 | 1 時間 | 100円 |
| | 屋外運動場 | 全面 | 1 時間 | 100円 |
| | 夜間照明設備 (中沢中学校のみ) | 一 | 30分 | 1,000円 |
| | | | | |
| 石田小学校 | 家庭科室 | 1 教室 | 1 時間 | 200円 |
| | 音楽室 | 1 教室 | 1 時間 | 200円 |
| | ランチルーム | 1 教室 | 1 時間 | 200円 |

備考：小学校の屋内運動場及び屋外運動場を2団体で使用する場合、1団体当たりの使用料は、50円とする。

(2) 使用料以外の主な内容

ア 使用料の減免

公益上の必要その他特別の理由があると認めるとときは、規則に定めるこ
とにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

イ 使用料の不還付

既納の使用料は還付しない。ただし、条例の規定により、全部又は一部
を還付することができる。（例：使用者による申込後のキャンセル、天候
による運動場が使用不可の場合等）

ウ 関連条例の廃止

本条例の制定に伴い、伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例は、
廃止する。

4 条例（案）

別紙のとおり

5 施行期日

平成31年7月1日

ただし、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日
前に行うことができる。

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、伊勢原市立小学校及び中学校の学校施設（以下「学校施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で社会教育その他公共のために、開放することに關し必要な事項を定めるものとする。

（開放施設）

第2条 開放の対象となる学校施設（以下「開放施設」という。）は、別表のとおりとする。

（使用の許可）

第3条 開放施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に申請し、その許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 委員会は、管理上必要があると認めるとときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用の不許可）

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 学校施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるとときは、規則で定めることにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) 第3条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたとき。
- (4) 学校運営上支障が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。

2 委員会は、使用者が前項各号のいずれかに該当し、同項の処分を受けた場合において、使用者に損害が生ずる場合でもその賠償の責めを負わないものとする。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、開放施設の使用を終了したとき又は前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、その使用した開放施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償等)

第10条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、開放施設を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

(伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料の廃止)

3 伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例（昭和60年伊勢原市条例第22号）は、廃止する。

別表（第2条、第5条関係）

| 開放施設 | 施設区分 | 貸出区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|---------------------|------|-----|--------|
| 伊勢原小学校 | 屋内運動場 | 全面 | 1時間 | 100円 |
| 大山小学校 | | | | |
| 高部屋小学校 | | | | |
| 比々多小学校 | 屋外運動場 | 全面 | 1時間 | 100円 |
| 成瀬小学校 | | | | |
| 大田小学校 | | | | |
| 桜台小学校 | | | | |
| 緑台小学校 | 夜間照明設備 (石田小学校のみ) | 一 | 30分 | 1,000円 |
| 竹園小学校 | | | | |
| 石田小学校 | | | | |
| 山王中学校 | 屋内運動場 | 半面 | 1時間 | 100円 |
| 成瀬中学校 | 屋外運動場 | 全面 | 1時間 | 100円 |

| | | | | |
|-----------------|---------------------|-----|-----|--------|
| 伊勢原中学校 中沢中学校 | 夜間照明設備 (中沢中学校のみ) | 一 | 30分 | 1,000円 |
| 石田小学校 | 家庭科室 | 1教室 | 1時間 | 200円 |
| | 音楽室 | 1教室 | 1時間 | 200円 |
| | ランチルーム | 1教室 | 1時間 | 200円 |

備考：小学校の屋内運動場及び屋外運動場を2団体で使用する場合、1団体当たりの使用料は、50円とする。

伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の目的

平成29年3月に策定した「公共施設の受益者負担に関する基本方針」に基づく、公共施設使用料の見直しに伴い、使用料の新規設定を行うとともに、他の必要な事項の規定等と併せて、条例の一部を改正する。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、大田公民館と大田ふれあいセンターの機能統合に向け、必要な事項を定める。

2 条例改正の概要

(1) 使用料の新規設定

伊勢原市公民館の施設使用料について、これまでの「附属設備（中央公民館陶芸窯）使用料」に加え、「公共施設の受益者負担に関する基本方針」に基づき、各市公民館施設使用料を設定する。

| 施設の名称 | 1時間当たりの使用料 |
|--------|------------|
| 中央公民館 | 展示ホール |
| | レクリエーション室 |
| | 美術工芸室 |
| | サークル活動室 |
| | 会議室A |
| | 会議室B |
| | 第1学習室 |
| | 音楽実習室 |
| | 第2学習室 |
| | 料理実習室 |
| | 和室 |
| | 茶室 |
| 大山公民館 | 集会室 |
| | 学習室 |
| | 和室 |
| | 講義室 |
| 高部屋公民館 | 集会室 |
| | 学習室 |
| | 和室 |
| | 講義室 |
| | 料理実習室 |
| | 美術工芸室 |
| 比々多公民館 | 集会室 |
| | 学習室 |
| | 和室 |
| | 講義室 |
| 成瀬公民館 | 集会室 |

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| | 学習室 | 100円 |
| | 和室 | 100円 |
| | 講義室 | 200円 |
| | コミュニティルーム | 100円 |
| 大田公民館 | 集会室 | 1/3面 100円 |
| | | 2/3面 100円 |
| | | 全面 200円 |
| | 教養娯楽室 | 100円 |
| | 調理室 | 100円 |
| | 和室 | 100円 |
| | 学習室 | 100円 |
| | 地区活動室 | 100円 |
| | 集会室 | 100円 |
| | 学習室 | 100円 |
| 伊勢原南公民館 | 和室 | 100円 |
| | 講義室 | 200円 |
| | 図書資料室 | 100円 |
| | サークル室 | 100円 |

備考 中央公民館の展示ホールは、2日以上継続して全日使用（午前9時から午後10時までの使用をいう。）する場合の使用料（全日使用に係る部分に限る。）は、2日目以降1日につき、4,550円とする。

(2) 使用料以外の改正

「公共施設等総合管理計画」に基づき、類似する大田公民館と大田ふれあいセンターの機能統合に向け、統合後の新たな大田公民館の位置を設定する。

| 名称 | 位置 |
|------------|----------------|
| 伊勢原市立大田公民館 | 伊勢原市下谷1474番地の1 |

3 新旧対照表（案）および改正理由

別紙のとおり

4 施行日

- (1) この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- (2) この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案) および改正理由

| 現行 | 改正案 | 改正理由 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 第1条・第2条 (略) <u>(利用承認)</u> 第3条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)に申し込み、その承認を得なければならない。 <u>(利用の不承認)</u> | 第1条・第2条 (略) <u>(使用の承認)</u> 第3条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)に申し込み、その承認を得なければならない。 <u>(使用の不承認)</u> | ・ 公共施設受益者負担に関する基本方針に基づく各市立公民館施設使用料の設定 ・ 公共施設等総合管理計画に基づく新たな大田公民館の位置の設定 |
| 第4条 委員会は、法第23条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認を与えないことができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、その <u>利用</u> が不適当と認めるとき。 <u>(利用条件)</u> | 第4条 委員会は、法第23条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認を与えないことができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、その <u>使用</u> が不適当と認めるとき。 <u>(使用条件)</u> | ・ 見出しの改正及び条文の一部改正 |
| 第5条 委員会は、第3条の規定により、公民館の <u>利用</u> を承認する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。 <u>(目的外利用等の禁止)</u> | 第5条 委員会は、第3条の規定により、公民館の <u>使用</u> を承認する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。 <u>(目的外使用等の禁止)</u> | |
| 第6条 第3条の規定により承認を受けた者は、その承認にかかる <u>利用目的</u> 以外に <u>利用</u> し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。 <u>(承認の取消等)</u> | 第6条 第3条の規定により承認を受けた者は、その承認にかかる <u>使用目的</u> 以外に <u>使用</u> し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。 <u>(使用の承認の取消し等)</u> | |
| 第7条 委員会は、 <u>利用者</u> が次の各号のいずれかに該当するときは、その <u>利用条件</u> を変更し、 <u>利用承認</u> を取り消し、又はその <u>利用</u> を停止等制限することができる。この場合において、これらの処分により生じた損害に対し、本市は、賠償の責を負わない。 (1)・(2) (略) (3) 第5条の規定に基づく利用条件に違反したとき | 第7条 委員会は、 <u>使用者</u> が次の各号のいずれかに該当するときは、その <u>使用条件</u> を変更し、 <u>使用の承認</u> を取り消し、又はその <u>使用</u> を停止等制限することができる。この場合において、これらの処分により生じた損害に対し、本市は、賠償の責を負わない。 (1)・(2) (略) (3) 第5条の規定に基づく使用条件に違反したとき | |

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>(4) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 定められた期日までに第10条の使用料を納付しなかったとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこれに基づく規則の規定による申込み又は届出等に虚偽又は不正があったとき。</p> | <p>(4) 偽りその他の不正な行為により使用の承認を受けたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。</p> | |
| <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第8条 委員会は、利用者が建物その他備品等を損傷し、又は滅失したときは、原形に回復させ、又はその損害を賠償させることができる。</p> | <p><u>(損害賠償等)</u></p> <p>第8条 委員会は、使用者が建物その他備品等を損傷し、又は滅失したときは、原形に回復させ、又はその損害を賠償させることができる。</p> | |
| <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第9条 公民館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> | <p><u>(使用時間)</u></p> <p>第9条 公民館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> | |
| <p><u>(使用料)</u></p> <p>第10条 第3条の承認を受けた者は、公民館の附属設備を使用する場合には、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> | <p><u>第10条 第3条の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> | |
| <p>2 前項の使用料は、第3条の承認を受けた際、納付しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> | <p><u>2 前項の使用料は、前納とする。ただし、委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p> | |
| <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるとときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができます。</p> | <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第11条 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めることにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができます。</p> | |
| <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号</p> | <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号</p> | |

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>のいざれかに該当する場合</u> <u>で市長が特に認めるときは、</u> <u>その全部又は一部を還付す</u> <u>ことができる。</u></p> <p>(1) <u>災害その他利用者の責</u> <u>めに帰さない理由により利</u> <u>用できなかつた場合</u></p> <p>(2) <u>委員会が公益上その他</u> <u>やむを得ない理由により</u> <u>第3条の承認を取り消し、</u> <u>又は利用を中止させ、若し</u> <u>くは利用条件を変更した</u> <u>場合</u></p> <p>(3) <u>利用者が利用日の3日</u> <u>前までに利用の取消しを</u> <u>委員会に届け出て、委員会</u> <u>が正当な理由があると認</u> <u>めた場合</u></p> <p>(4) <u>その他特別の理由があ</u> <u>る場合</u></p> <p>(職員)</p> <p>第13条 (略) (審議会)</p> <p>第14条 (略) (委任)</p> <p>第15条 (略)</p> | <p><u>のいざれかに該当するとき</u> <u>は、市長は、その全部又は一</u> <u>部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>災害その他使用者の責</u> <u>めに帰さない理由により</u> <u>使用することができなく</u> <u>なつたとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者が使用日の7日</u> <u>前までに使用の取消し又</u> <u>は変更の申出をし、市長が</u> <u>これを承認したとき。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特に必要</u> <u>があると認めるとき。</u></p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第13条 使用者は、その使用 を終了したとき又は第7条 の規定により承認を取り消 され、若しくは使用を中止さ れられたときは、使用した施 設又は設備を速やかに原状 に回復しなければならない。 ただし、委員会の承認を得 たときは、この限りでな い。</p> <p>(職員)</p> <p>第14条 (略) (審議会)</p> <p>第15条 (略) (委任)</p> <p>第16条 (略)</p> |
| 別表第1 (第2条関係) | |

| 名称 | 位置 |
|------------|--------------|
| (略) | (略) |
| 伊勢原市立大田公民館 | 伊勢原市下谷1473番地 |
| (略) | (略) |

別表第1 (第2条関係)

| 名称 | 位置 |
|------------|----------------|
| (略) | (略) |
| 伊勢原市立大田公民館 | 伊勢原市下谷1474番地の1 |
| (略) | (略) |

別表第2 (第10条関係)

| 名称 | 単位 | 焼成1時間当たり |
|-----|----|----------|
| 陶芸窯 | 1台 | 100円 |

別表第2 (第10条関係)

改定規定のとおり

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、伊勢原市長から、平成30年市議会9月定例会に提出するに当たり意見を求められたため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、報告し、承認を求める。

記

- 1 伊勢原市青少年センター条例及び伊勢原市日向ふれあい学習センター条例の廃止について

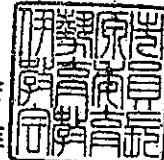
平成30年8月8日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 錛代 英雄

伊教總第301号
平成30年7月31日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 錛代 英雄



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

平成30年7月27日付け伊教委第6号で照会のありました次の議案につい
ては、異議ありません。

記

- 1 伊勢原市青少年センターラ条例及び伊勢原市日向ふれあい学習センターの
廃止について

（事務担当は、教育部教育総務課総務係 内線5116）

伊青第15号
平成30年7月27日

伊勢原市教育委員会教育長 殿

伊勢原市長 高山 松太郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（通知）

平成30年市議会9月定例会に提出を予定している次の議案について、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求めま
す。

1. 伊勢原市青少年センタ一条例及び伊勢原市日向ふれあい学習センタ一条例
の廃止について

（事務担当は、子ども部青少年課 内線6411）

伊勢原市青少年センター条例及び伊勢原市日向ふれあい学習センター条例の廃止について

1 条例の廃止

(1) 伊勢原市青少年センター条例

青少年センター本館については、築45年が経過し、施設の老朽化が顕著であることや耐震基準を満たしていないことなど利用者の安全・安心を第一として考慮した中で、公共施設等総合管理計画において、平成30年度末に閉鎖することとなることから、伊勢原市青少年センター条例を廃止するものです。

(2) 伊勢原市日向ふれあい学習センター条例

日向ふれあい学習センターについては、築55年が経過し、施設の老朽化が顕著であることや耐震基準を満たしていないことなど利用者の安全性を考え、平成29年度から宿泊利用を中止し、公共施設等総合管理計画において、平成30年度末に閉鎖することとなることから、伊勢原市日向ふれあい学習センター条例を廃止するものです。

2 条例の一部改正（設置場所の変更）

(1) 伊勢原市青少年相談室設置条例の一部改正

(2) 伊勢原市教育センター設置条例の一部改正

上記の2条例については、公共施設等総合管理計画において、青少年センター本館は行政機能を移転し、施設を閉鎖することから、伊勢原市青少年相談室設置条例及び伊勢原市教育センター設置条例の一部を改正するものです。

3 新旧対照表（案）及び改正理由

別紙のとおり

4 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

別紙

(1) 伊勢原市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）及び改正理由

| 現行 | 改正案 | 改正理由 | | | | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------|------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------------|-------------|------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 相談室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>伊勢原市青少年相談室</td> <td>伊勢原市田中316番地の1</td> </tr> </table> | 名称 | 位置 | 伊勢原市青少年相談室 | 伊勢原市田中316番地の1 | <p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 相談室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>伊勢原市青少年相談室</td> <td>伊勢原市田中348番地</td> </tr> </table> | 名称 | 位置 | 伊勢原市青少年相談室 | 伊勢原市田中348番地 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の変更 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | |
| 伊勢原市青少年相談室 | 伊勢原市田中316番地の1 | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | |
| 伊勢原市青少年相談室 | 伊勢原市田中348番地 | | | | | | | | | |
| 第3条・第4条 (略) | 第3条・第4条 (略) | | | | | | | | | |

(2) 伊勢原市教育センター設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）及び改正理由

| 現行 | 改正案 | 改正理由 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 伊勢原市教育センター</p> <p>位置 伊勢原市田中316番地</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 伊勢原市教育センター</p> <p>位置 伊勢原市田中348番地</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の変更 |
| 第3条・第4条 (略) | 第3条・第4条 (略) | |

全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

教育指導課

1 これまでの経緯

- 平成22年7月伊勢原市教育委員会の議案第32号で、全国学力・学習状況調査結果に係る情報公開請求に関して、次の2点が承認された。
【参考資料1】
 - ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体の平均正答率、児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値については公開する。
 - ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の学校ごとの平均正答率は非公開とする。
- この承認に基づき、平成22年度以降、次の事項について公表してきた。
 - ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体の平均正答数及び平均正答率
 - ・ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値（一部項目）
 - ・ 調査結果に係る市全体の分析・見解
- 平成26年度国の実施要領の改正に伴い、調査結果の公表に関して改めた。
参考として、平成29年度のホームページ公表内容は、別紙のとおり。【参考資料2】
- 平成30年度の調査については、別紙のとおり。【参考資料3】

2 今後の取扱い

平成30年度の全国学力・学習状況調査結果の取扱いは、昨年度と同様で、次のとおりとしたい。

(1) 伊勢原市教育委員会による公表事項

市民への説明責任として、次の事項についてホームページで公表する。

- ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」「理科」の市全体の平均正答率
- ・ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値（一部項目）
- ・ 調査結果に係る市全体の分析・見解
- ・ 市内各小中学校の結果の分析及び活用について

(2) 学校による説明事項

保護者や地域住民への説明責任として、調査結果の分析を踏まえた授業改善の取組方針等について、学校便り等を活用して周知を図る。

(3) 非公開事項

文部科学省「平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づき検討した結果、伊勢原市としては個別の学校の調査結果について、平均正答率などの数値については非公開とする。

【非公開の理由】

個別の学校の調査結果の公表は、たとえ「一覧表示や順位付けをしない」「学力の一部分の測定に過ぎないことを明記」等の配慮を行ったとしても、平均正答率の数値のみによる学校の一面的な序列化を煽り、在籍する児童生徒の意欲低下や誤った競争激化など、各学校の創意ある教育活動を推進する上で大きな弊害になるとともに、本調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため。

また、このことは、伊勢原市教育振興基本計画に掲げた基本理念と異なるものであるため。

【参考資料1】

平成22年7月伊勢原市教育委員会議 議事録より

(議案第32号)

「全国学力・学習状況調査の行政文書公開請求に係る異議申し立ての取り扱いについて」

■ 経緯

- 市民より、平成19・20年度の標記調査結果について情報公開請求あり。
請求内容：「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体及び学校ごとの平均正答率
：児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値
- 非公開とする市の通知に対し異議申し立てがあり、市情報公開審査会は「公開すべき」との答申。

■ 承認事項

- 「国語 A・B」「算数(数学)A・B」の市全体の平均正答率、児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値については公開する。
- 学校ごとの平均正答率は非公開とする。

【理由】

- 学校間の序列化による弊害や、特に小規模校において個が特定されるといった支障を来す可能性が完全に払拭できないため。
- 情報公開審査会答申の付言にも次のようにあるため。
「調査で測定できるのは2科目であり、学力の特定の一部であることから、学校における教育活動の一つの側面に過ぎない。
また、小中学校が自分の行きたい学校を選択することのできない学区制のため、序列化によりランクの低い学校に行く子どもの立場からして影響が懸念される。
さらに、学校間の平均点を出したことで、建設的なインターアクションが起こるかどうかに関して疑問があるとの意見があり、調査結果が、指導者である教員と児童生徒を通じ保護者に戻されているのであり、結果を教育の仕方に反映しているのであれば、公開はどうかという意見が出されたことを申し添える。」

平成29年度 全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析について 伊勢原市教育委員会

伊勢原市では、児童生徒の学力や学習状況に関し、継続的な検証改善サイクルの確立を目的として、文部科学省「平成29年度全国学力・学習状況調査」を実施しました。

伊勢原市立小中学校の調査結果の概要をお知らせします。

【調査日時】平成29年4月19日(火)

【調査対象学年】小学校6年生 793人 中学校3年生 803人

【調査内容】

1 教科に関する調査

- ・ 国語A、算数A・数学A・・・主として「知識」に関する問題
- ・ 国語B、算数B・数学B・・・主として「活用」に関する問題

2 児童生徒に対する質問紙調査、学校に対する質問紙調査

【調査結果についての留意事項】

- 実施教科が国語、算数・数学の2教科であり、学習指導要領のすべてを網羅するものではないことから、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であること。
- 年度によって問題の質が異なるため、平均正答率の経年変化のみから、学力の向上、低下の傾向を評価することは難しいこと。

1 教科に関する調査の結果から

(1) 平均正答率

小中学校共に、全国及び神奈川県と比較して、正答数・正答率と大きな差は見られませんでした。

また、小中学校ともに、国語、算数・数学において「活用」に関する調査については、「知識」に関する調査結果と比べると正答率が低く、知識・技能を「活用」する力に課題が見られました。

《平成29年度教科に関する調査の平均正答数と平均正答率(%) (公立小中学校)》

| 小学校 | 国語A | | 国語B | | 算数A | | 算数B | |
|------|------|------|-----|------|------|------|-----|------|
| | 正答数 | 正答率 | 正答数 | 正答率 | 正答数 | 正答率 | 正答数 | 正答率 |
| 伊勢原市 | 10.8 | 72 | 5.2 | 58 | 11.9 | 79 | 4.9 | 45 |
| 神奈川県 | 11.0 | 73 | 5.2 | 57 | 11.8 | 77 | 5.1 | 46 |
| 全国 | 11.2 | 74.8 | 5.2 | 57.5 | 11.8 | 78.6 | 5.1 | 45.9 |

| 中学校 | 国語A | | 国語B | | 数学A | | 数学B | |
|------|------|------|-----|------|------|------|-----|------|
| | 正答数 | 正答率 | 正答数 | 正答率 | 正答数 | 正答率 | 正答数 | 正答率 |
| 伊勢原市 | 24.2 | 76 | 6.4 | 71 | 23.0 | 84 | 7.0 | 47 |
| 神奈川県 | 24.7 | 77 | 6.5 | 72 | 23.0 | 84 | 7.2 | 48 |
| 全国 | 24.8 | 77.4 | 6.5 | 72.2 | 23.3 | 84.6 | 7.2 | 48.1 |

※市、県の正答率は国から整数值で提供

(2) 教科・設問ごとの分析結果

教科に関する調査結果について、各教科・設問ごとに分析したところ、習得の状況が良好であると見られる特長と指導の改善・充実が求められる課題とが見られました。

～主な特長と課題～

| | | | |
|-------------|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小 学 校 | 国語 | 特長 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年別漢字配当表の当該学年の前の学年までに配当されている漢字を正しく読むこと。【A問題】 ・目的や意図に応じ、適切な言葉遣いで話すこと。【B問題】 |
| | 課題 | | <ul style="list-style-type: none"> ・学年別漢字配当表の当該学年の前の学年までに配当されている漢字を正しく書くこと。【A問題】 ・目的や意図に応じ、必要な内容を整理して書くこと。【B問題】 ・自分の考えを広げたり深めたりするための発言の意図を捉えること。【B問題】 |
| 中 学 校 | 算数 | 特長 | <ul style="list-style-type: none"> ・未知の数量を表す□を用いて、問題場面を除法の式に表すこと。【A問題】 ・示された考えを解釈し、数を変更した場合も同じ関係が成り立つことを、図に表現すること。【B問題】 |
| | | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・加法と乗法の混合した整数と小数の計算をすること。【A問題】 ・身近なものに置き換えた基準量と割合を基に、比較量を判断し、その判断の理由を記述すること。【B問題】 |
| 中 学 校 | 国語 | 特長 | <ul style="list-style-type: none"> ・文章の表現の仕方について、自分の考えをもつこと。【A問題】 ・目的に応じて資料を効果的に活用して話すこと。【A問題】 |
| | | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・相手の反応を踏まえながら、事実や事柄が相手に分かりやすく伝わるよう工夫して話すこと。【B問題】 ・場面の展開や登場人物の描写に注意して読み、内容を理解すること。【A問題】 |
| 中 学 校 | 数学 | 特長 | <ul style="list-style-type: none"> ・実生活の場面において、ある数量が正の数と負の数で表せることを理解すること。【A問題】 ・円錐が回転体としてどのように構成されているかを理解すること。【A問題】 |
| | | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・事象と式の対応を的確に捉え、事柄が成り立つ理由を説明すること。【B問題】 ・数学的な表現を事象に即して解釈し、的確に処理すること。【B問題】 |

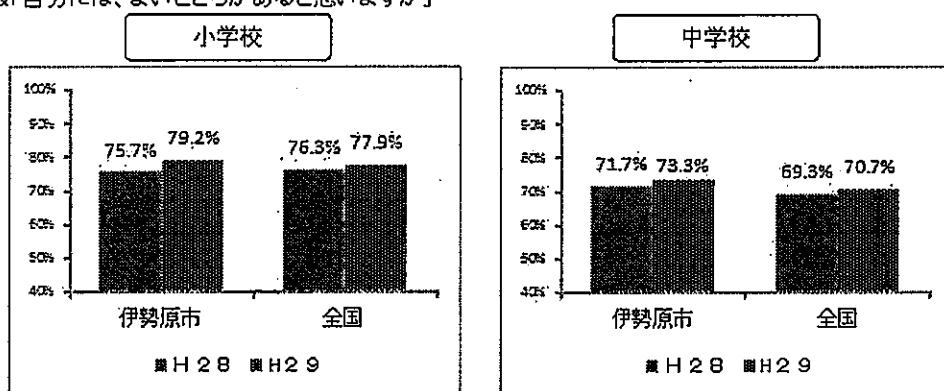
2 児童生徒質問紙調査の結果から

* 各グラフの数値は、質問に対して「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した児童生徒の割合を示す。

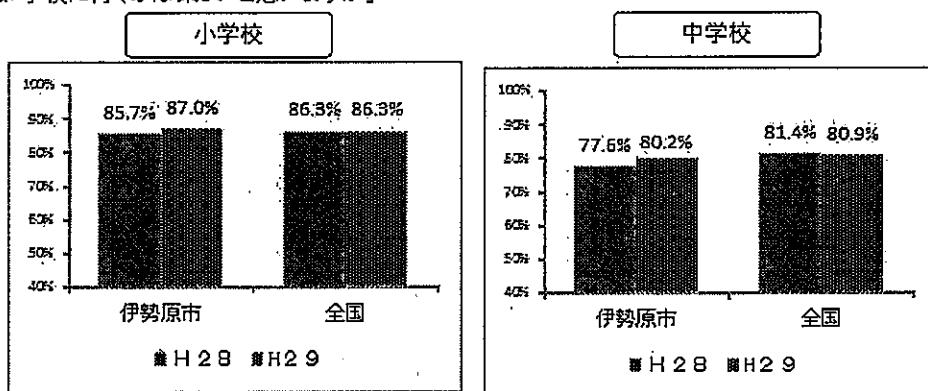
(1) 児童生徒の生活に対する意識に関して

- 自分によいところがあると感じている児童生徒の割合や、学校へ行くのが楽しいと回答している割合は全国平均とほぼ同程度といえますが、児童生徒が自分の持ち味を発揮し、自己肯定感や自己有用感をなお一層高められるよう、道徳教育等、各校における教育活動の充実が望されます。
- 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答している割合は、全体的に高い割合を示していますが、引き続き児童生徒の意識を高めていく必要があります。

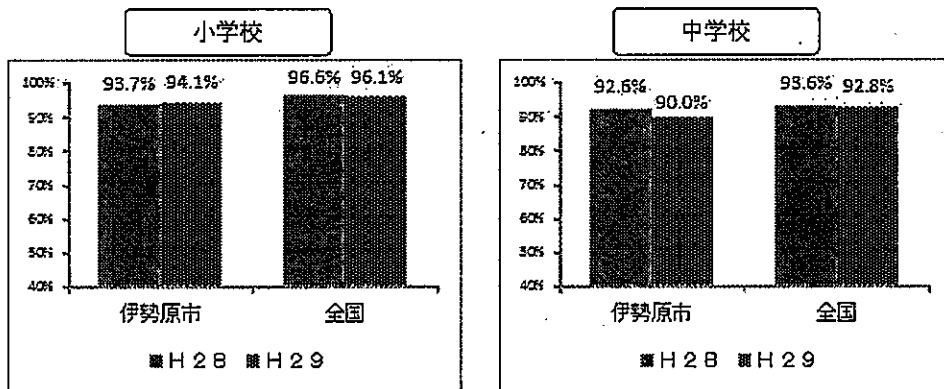
Q「自分には、よいところがあると思いますか」



Q「学校に行くのは楽しいと思いますか」



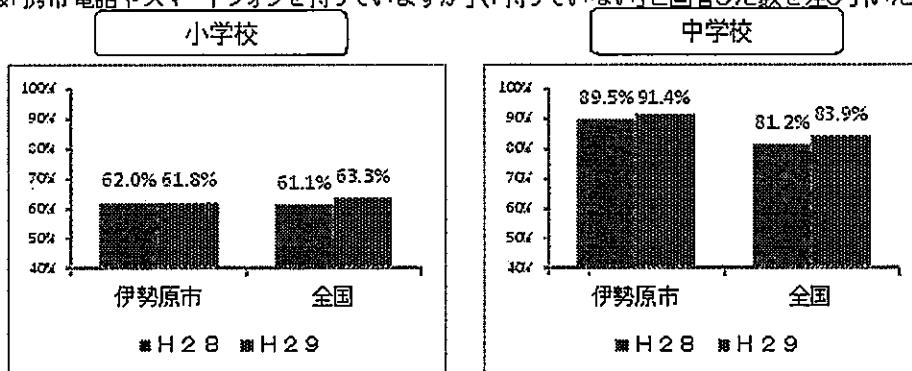
Q「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」



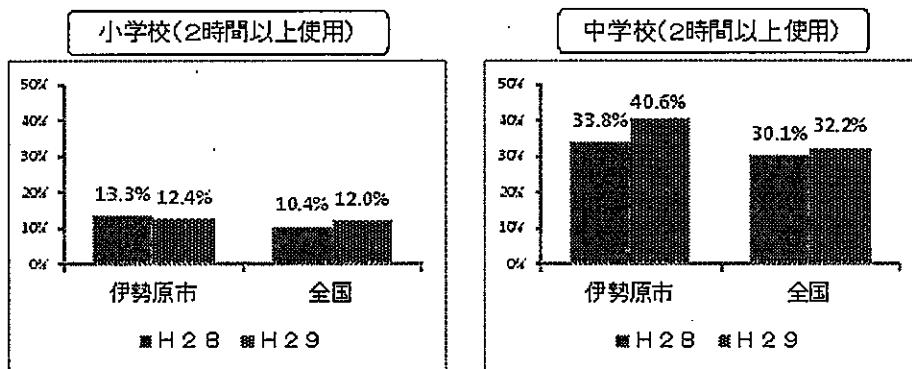
(2) メディアとの関わりに関して

- 携帯電話・スマートフォンの所持率は中学校で全国と比較して高く、また使用する時間もやや長い傾向にあります。
- テレビやDVD、ゲーム等（携帯・スマホ含む）を2時間以上行っている割合は、小中学校共に、全国と比較して高い傾向にあります。
- 伊勢原市中学生からのスローガン「伝え合おう 大切なこと 互いの声で」「スマートフォンをスマートに ~大切なのは自制心~」をふまえ、家庭で保護者の方が子どもと「使い道」について話をする機会をもつことが大切です。

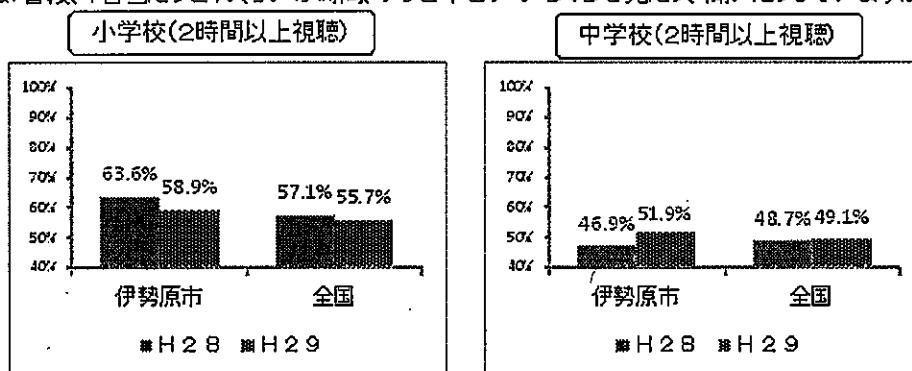
Q「携帯電話やスマートフォンを持っていますか」（「持っていない」と回答した数を差し引いた割合）



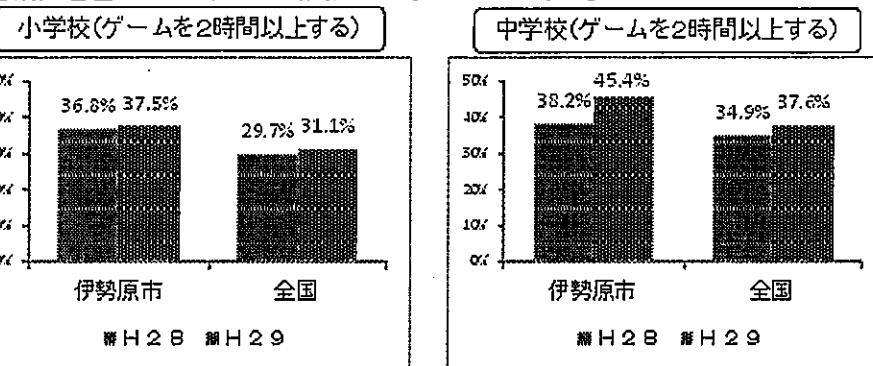
Q「普段、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか（ゲームは除く）」



Q「普段、1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしていますか」



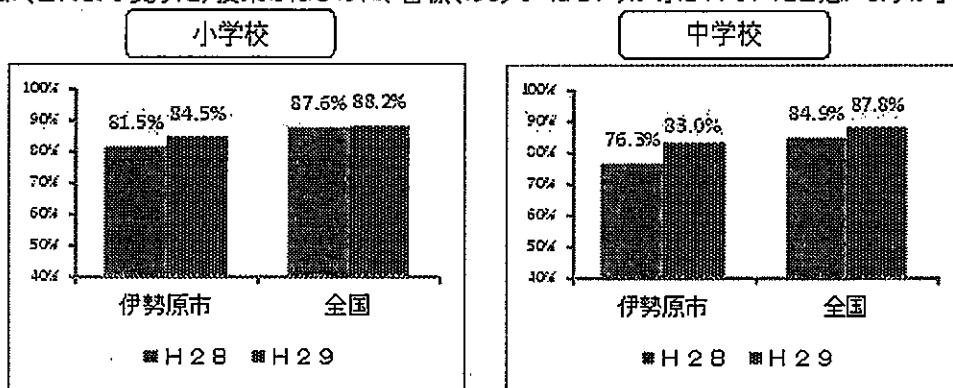
Q「普段、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲームをしますか」



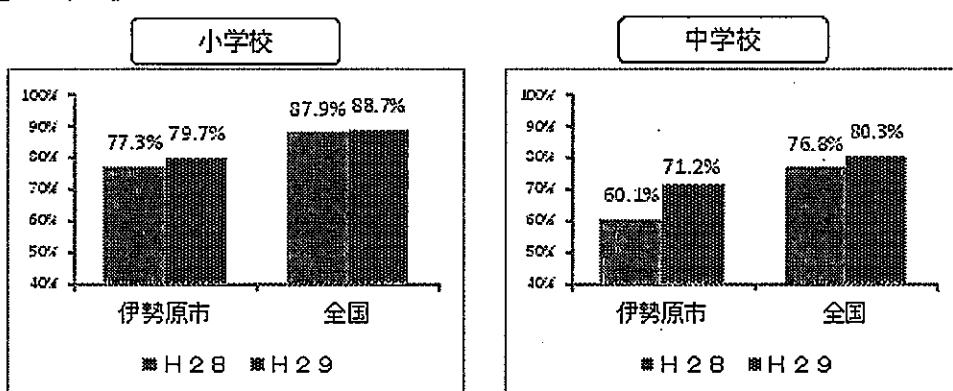
(3) 児童生徒の授業の受け止め方に関して

- これまで受けた授業のはじめに目標（めあて・ねらい）が示されていた、と感じている割合や、ノートに学習の目標（めあて・ねらい）とまとめを書いていたと感じている割合は、小中学校ともに全国と比較して低い結果となりました。
- 授業の終わりに学習内容を振り返る活動をよく行っていると感じている割合は、全国と比較して、低い結果となりました。
- 学習したことの意義や価値を実感させるためにも、学習の見通しを立てたり、当該授業で学習した内容を振り返ることは大切です。計画的に振り返りが取り入れられるよう、各教員が見通しをもった単元計画を行う必要があります。

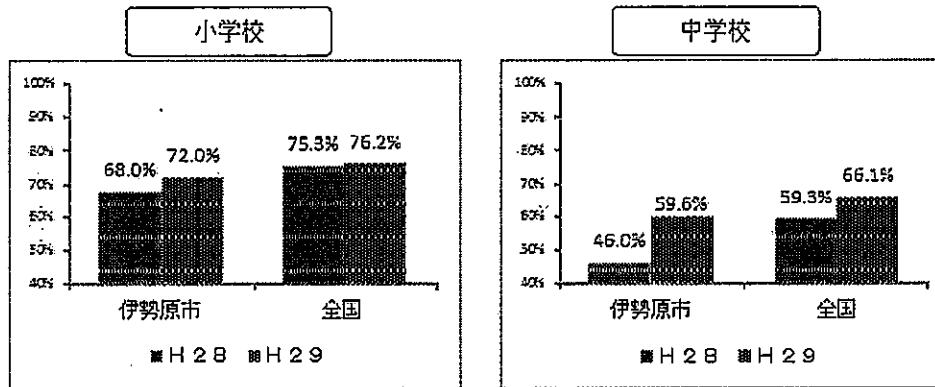
Q「(これまで受けた)授業のはじめに、目標(めあて・ねらい)が示されていたと思いますか」



Q「(これまで受けた)授業で扱うノートには、学習の目標(めあて・ねらい)とまとめを書いていたと思いますか」



Q「(これまで受けた)授業の最後に、学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか」



3 児童生徒質問紙調査と教科に関する調査のクロス集計結果から

児童生徒質問紙調査の結果と教科に関する調査結果との関係を見ると、次のような児童生徒ほど、教科の正答率が高いという傾向が見られました。

- 朝食を毎日食べている
- 家の人と学校での出来事について話をしている
- 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある
- テレビゲームをしたり、携帯電話等で通話やメールをする時間が短い
- テレビやビデオ・DVDを見ている時間が短い
- 家で、学校の授業の復習をしている
- 家で、自分で計画を立てて勉強をしている
- 授業で学んだことを、ほかの学習や普段の生活に生かしている

4 学校がよりよい授業実践に向けて重視していきたいこと

各学校では、次のような点を重視し、全学年・全教科を通じて授業の充実を図る必要があります。

- ☆ 本時のめあてを子どもと共有する。
- ☆ 本時のめあてが達成できたか、本時で何が分かったか、何ができるようになったか、振り返りを行う。
- ☆ めあて、自分の考え、本時のポイント、振り返りをノートに書かせる。
- ☆ 発問や指示を厳選し、子どもの考える時間（書く時間）・相談する時間・深め合う時間の大切にする。
- ☆ 実生活における事象との関連を図った授業を行う。

【小学校国語】

- 共通点や相違点を明らかにしたり、複数の事柄を関係付けたりしながら、話す、聞く、書く、読むこと。→言語活動を通して力をつけること。
- 国語科の学習のみではなく、他教科等の調べる学習や日常生活の中でも積極的に辞書を利用し、語彙を広げること。→実際に活用することを通して身につけること。

【小学校算数】

- 基礎的・基本的な計算技能を確実な定着を図るために、計算の結果の見積もりや確かめの習慣を付けさせること。
- 日常生活の事象を割合を活用して数学的に解釈し、事柄を適切に判断したり、判断した理由を数学的に表現したりする学習を充実させること。

【中学校国語】

- 読書活動や新聞を読むことなどを通して、学びを支える「ことば」を増やしていくこと。
- 「ことば」を根拠に、情報を得る、文章を読み取る、表現する、対話・交流することを意識させながら学習を進めること。

【中学校数学】

- 数量の関係や法則などを文字式で表すことやその文字式から関係を読み取る活動を重視すること。
- 事象の数学的な解釈に基づいて、問題解決の方法を数学的に説明する活動を充実させること。

5 家庭にお願いしたいこと

進んで学ぶ子どもを育てるために、家庭においても特に次の点について、ご指導をお願いします。

- 規則正しい生活習慣を心がけましょう。
例) 早寝・早起き・朝ごはん、家庭学習や読書等の習慣 等
- 家族で、学校や社会での出来事、将来のことなどについて話をしましょう。
- 日常生活の中での「達成感」を大切にしましょう。
例) 家庭の中で子どもに役割を与えましょう、子どものがんばりをほめましょう 等
- ボランティア活動や地域の行事等と一緒に参加しましょう。
- テレビゲームや携帯電話・スマートフォン等の使い方について、話し合いましょう。
「伝え合おう 大切なこと 互いの声で」
「スマートフォンをスマートに ~大切なのは自制心~」



(平成27年度伊勢原市中学生からのスローガン)

伊勢原市教育委員会では、家庭学習の手引きとして、冊子『学びのすすめ』を作成し、学校を通じて各家庭に配布しています。ぜひご活用ください。

参考) 冊子『学びのすすめ』は伊勢原市教育センターのウェブサイト内リンクリストからダウンロードできます。 (<http://www.isehara.ed.jp/center/>)

【参考資料3】

「平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の概要

教育指導課

■ 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

■ 調査の対象

小学校第6学年 中学校第3学年

* 特別支援学級在籍の児童生徒のうち、下学年や特別支援学校（知的障害）の教科内容の指導を受けている児童生徒は除く。

■ 調査の期日

平成30年4月17日（火）

■ 調査事項

【児童生徒に対する調査】

○ 教科に関する調査

- ・ 小学校：国語、算数、理科 中学校：国語、数学、理科
- ・ 出題範囲：調査する学年の前学年まで
- ・ 出題内容：A問題…主として「知識」に関する問題
B問題…主として「活用」に関する問題
理科については、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題を一體的に問う
- ・ 出題形式：記述式の問題を一定割合で導入

○ 質問紙調査

- ・ 学習意欲や学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問

【学校に対する質問紙調査】

- ・ 指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問

■ 調査結果の活用

- 学校は、各児童生徒に対し個人票を提供するとともに、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
- 伊勢原市教育委員会及び学校は、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

■ 調査結果の公表

【基本的な考え方】

調査結果の公表に関しては、伊勢原市教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

【市町村教育委員会における公表】

- 設置管理する学校全体の結果を公表できる。
- 個別の学校の結果を公表できる。この場合、個々の学校名を明らかにした公表については、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- 学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、上に準ずること。

【個別の学校の結果を公表する場合の配慮事項】

- 1 単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。
さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- 2 教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
- 3 平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- 4 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- 5 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- 6 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

【情報公開について】

- 文部科学省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」第5条第6号の規定を根拠として、公表しない調査結果を不開示情報として取り扱う。
(理由) 序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため
- 伊勢原市教育委員会でも、情報公開条例の同様の規定を根拠とし、適切に対応する必要がある。

